

岐阜県公報

号外 (一) 平成十九年九月三日

目 次
公 示

平成十九年度技能検定（後期）の実施

（労働雇用課）

一
ページ

公 示
平成十九年度技能検定（後期）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定により平成十九年度技能検定（後期）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

平成十九年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、特級、一級、二級、三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試験によつて行います。

二 技能検定試験の実施職種及び手数料、日程、実施場所等

1 実施職種及び手数料

等級				職 種 名	作 業 名	手 数 料
特級						
放電加工	機械加工	金属熱処理	鋳造			
				一万五千七百円		
				三千百円		
					学科試験	
					実技試験	

															三級	工業包装	工業包装作業
															機械検査	機械検査作業	機械検査作業
															電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	配電盤・制御盤組立て作業
															プリント配線板	プリント配線板	プリント配線板
															製造	シーケンス制御作業	シーケンス制御作業
															プリント配線板設計作業	プリント配線板設計作業	プリント配線板設計作業
															時計修理	時計修理	時計修理
															和裁	冷凍空氣調和機	冷凍空氣調和機
															内装仕上げ施工	プラスチック成形	射出成形作業
															機械・プラント	機械・プラント	機械・プラント
															電気製図	電気製図	電気製図
															樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入施工
															パルコニー施工	パルコニー施工	パルコニー施工
															金属製パルコニー工事作業	金属製パルコニー工事作業	金属製パルコニー工事作業
															一万五千七百円	(七千五百七百円)	(一万五千七百円)

		備考
		この表において、三級の実技試験の()書きの手数料は、在校生が受検する場合に限ります。なお、在校生とは、次に掲げる者をいいます。
		一 公共職業能力開発施設(法第十五条の六第一項各号に掲げる施設をいう。)において職業訓練を受けている者又は職業能力開発総合大学校において指導員訓練若しくは職業訓練を受けている者(短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者(以下「短期訓練生」という。)を除く。)
		二 認定職業訓練施設(法第二十五条に規定する職業訓練施設をいう。)において職業訓練を受けている者(短期訓練生及び就職している者を除く。)
		三 高等学校又は中等教育学校の後期課程に在学する者
		四 専修学校又は各種学校に在学する者
		五 高等専門学校に在学する者
		六 短期大学に在学する者
		七 大学に在学する者
		八 その他知事が認める者
		(2) 検定職種]とに次のとおりです。
2 日程		
(1) 実技試験		
		平成十九年十二月三日(月)から平成二十年一月二十四日(日)までの間にお
		いて、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。
(2) 学科試験		
検定		職種
一 一級及び二級		実施期日
金属溶解(鉄鉢キュボラ溶解作業法及び軽合金反射炉溶解作業法に限る)、鍛造(ハンマ型鍛造法及びプレス型鍛造法に限る)、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御法に限る)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造法に限る)、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験		平成二十年一月二十七日(日)
二 二級		
機械検査、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て法及びシーケンス制御法に限る)、配管		
一 特級		
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレ		
二 平成二十年二月三日		

3 実施場所	ス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造 一級及び二級 さく井、工場板金（機械板金加工法及び数値制御タレットバンチプレス板金加工法に限る。）、自動販売機調整、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造法に限る。）、強化プラスチック成形（積層防食法に限る。）、石材施工（石材加工法及び石積み施工法に限る。）、パン製造、酒造、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水施工法、合成ゴム系シート防水施工法、塩化ビニール系シート防水施工法及び改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法に限る。）、カーテンウォール施工、建築図面製作（建築図手書き法に限る。）、機械・プラント製図（機械製図法に限る。）、印章彫刻（木口彫刻法に限る。） 三 三級 時計修理、冷凍空気調和機器施工、機械・プラスント製図 四 単一等級 枠組壁建築、バルコニー施工、産業洗浄（化学洗浄法に限る。） 一 一級及び二級 铸造（铸造物铸造作業法に限る。）、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、縫製機械整備、ニット製品製造（靴下製造法に限る。）、和裁、帆布製品製造、製版（DTP法に限る。）、プラスチック成形（ブロー成形法に限る。）、建築大工、かわらぶき、内装仕上げ施工（カーテン施工法に限る。）、テクニカルイラストレーション（立体図作成法に限る。）、電気製図、塗装（鋼構塗装法に限る。）、工業包装 二 三級 三 单一等級 プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形（射出成形法に限る。）、建築大工、内装仕上げ施工（カーテン施工法に限る。）、テクニカルイラストレーション、電気製図 入施工 電子回路接続、製麺（機械生麺製造法に限る。）、樹脂接着剤注入	(日)
--------	--	-----

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

4 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者あて送付します（ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しません。）。

後期試験の問題の公表は、平成十九年十一月二十六日（月）から行います。

3 受検申請の手続

1 提出書類等

- (一) 技能検定受検申請書
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- (三) 一の(一)に定める手数料

2 提出先

〒501-0841 岐阜市学園町二丁目三番地 岐阜県人材開発センター内
岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八-11111 四七七七）

3 受付期間

平成十九年十月一日（月）から平成十九年十月十一日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

4 受検申請に関する注意

- (一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
- (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面上に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面（写しでも可）を同封してください。
- (三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、一の(一)に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。
- (四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。

付けます。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しません。

四 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成二十年三月十八日（火）付で岐阜県産業労働部労働雇用課前に掲示されます。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十年三月十八日（火）付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付

特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

五 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験（要素試験及びペーパーテスト）の得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階 電話〇五八-二七一-一一一 内線一二一九）

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいづれか一つ

六 その他

技能検定について不明な点は、岐阜県産業労働部労働雇用課（電話〇五八-二七一-一一一）

一一一 内線三一二八）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八-一三三三 四七七七）までお問い合わせください。

一一一 内線三一二八）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八-一三三三 四七